

いちき串木野市地方創生推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 地方創生に関する施策の推進にあたり、市への助言及び意見交換を行うことを目的に、いちき串木野市地方創生推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）に規定する地方人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の検討及び推進に関すること。
- (2) その他人口ビジョン及び総合戦略に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、25名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係機関及び民間団体から推薦又は選出された者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募により選任された市民
- (4) 関係市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長をもって充てる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、政策課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会議に諮って委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。